第２３期第７回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

１　日　　時　　令和８年１０月１３日（火）　１４：００

２　場　　所　　福岡県有明海水産会館
（柳川市三橋町高畑271　TEL 0944－73－6166）

３　議　　題

（１）福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について
（諮問）　資料１

（２）第３８６回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について（報告）　資料２

（３）特定水産資源の令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（報告）
資料３

（４）その他

資　料　1
（23期７回有明漁調委）
（令和８年10月13日）

８漁管第１５１８号
令和８年９月２４日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長　　半田　亮司　　殿

福岡県知事　服部　誠太郎
（農林水産部水産局漁業管理課）

福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条（以下「第 42 条」という。）第１項及び福岡県漁業調整規則（令和２年福岡県規則第 62 号。以下「規則」という。）第 11 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 42 条第３項及び規則第 11 条第３項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

福岡県有明海区漁業調整委員会
受
8. 9. 24
付

漁業法第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項及び福岡県漁業調整規則第１１条第１項に基づく公示（福岡県有明）

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

（１）県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）	１月１日から１２月３１日まで	制限なし	制限なし	８	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業	固定式刺し網						
げんしき網漁業	げんしき網						

（２）県内許可分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網漁業	福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	１月１日から１２月３１日まで	制限なし	制限なし	１	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者
	雑魚一重流し刺し網					１	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年１０月１４日から令和８年１１月１４日まで

資　料　２
（23期７回有明漁調委）
（令和８年10月13日）

第３８６回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会

日　時：令和８年７月２７日（月）15:00～
場　所：佐賀県水産会館　中会議室
（佐賀市西与賀町厘外 821 番地 4）

次　　第

１．開　　会

２．会長挨拶

３．議　　題
（１）令和８年度機船船びき網（えび２そうびき網）漁業に係る許可の
取扱いについて（協議）
（１～９頁）

（２）その他

４．閉　　会

第３８６回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和8年7月27日（月）15:00～

【委員】

所　　属	職　名	氏　名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	副会長	半田　亮司
	委　員	今村　克博
	〃	堤　大輔
	〃	平野　年吉
	〃	森田　幸寛
	会　長	西久保　敏
	委　員	中島　浩徳
	〃	香月　博司
	〃	中島　　龍
	〃	大鋸　幸弘
	〃	川村　嘉応

【臨席者】

所　　属	職　名	氏　名
水産庁九州漁業調整事務所	所　長	阿部　智
	調整課係員	西田　羽那
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部次長	下田　貴利
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部部長	植田　新
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤　毅史
佐賀県海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	荒巻　裕
	主任主査	寺田　直樹
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	松本　昌大
	主任技師	兵頭　ひかり
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	池浦　繁
	技術主査	中川　清

資　料　３
（23期７回有明漁調委）
（令和８年10月13日）

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について

水産振興課

【概要】

・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。

・今般、令和８年１月１日より令和８管理年度が開始した「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」、令和８年４月１日より令和８管理年度が開始した「するめいか」、令和８年７月１日より令和８管理年度が開始した「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理漁獲可能量を定めたことについて、福岡県資源管理方針別紙１－１第３条※1別紙１－２第３条※2別紙１－５第３条※3別紙１－６第３条※4別紙１－７第３条※5別紙１－８第３条※6別紙１－１０第３条※7別紙１－１１第３条※8に基づき有明海区漁業調整委員会に報告を行うもの。

※１　福岡県資源管理方針別紙１－１（まあじ）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※２　福岡県資源管理方針別紙１－２（まいわし対馬暖流系群）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※３　福岡県資源管理方針別紙１－５（するめいか）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※４　福岡県資源管理方針別紙１－６（まさば及びごまさば対馬暖流系群）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※５　福岡県資源管理方針別紙１－７（かたくちいわし対馬暖流系群）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※６　福岡県資源管理方針別紙１－８（うるめいわし対馬暖流系群）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※７　福岡県資源管理方針別紙１-10（まだい日本海西部・東シナ海系群）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

※８　福岡県資源管理方針別紙１-11（ぶり）第３条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

・８資源については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県知事管理区分に配分することとしている。

・今回、本県に定められた８資源については都道府県別漁獲可能量、福岡県知事管理区分に配分する数量を次の表のとおり定めた。

表　本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めた知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和８管理年度	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まあじ	1/1～12/31	現行水準（目安数量（1,056 トン））	福岡県まあじ知事管理区分	現行水準	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
まいわし対馬暖流系群	1/1～12/31	現行水準（目安数量（290 トン））	福岡県まいわし知事管理区分	現行水準	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
するめいか	4/1～3/31	現行水準（目安数量（164 トン））	福岡県するめいか知事管理区分	現行水準	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
かたくちいわし対馬暖流系群	1/1～12/31	15,000 トンの内数	福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分	15,000 トンの内数	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
うるめいわし対馬暖流系群	1/1～12/31	58,000 トンの内数	福岡県うるめいわし知事管理区分	58,000 トンの内数	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
まだい日本海西部・東シナ海系群	1/1～12/31	6,730 トンの内数	福岡県まだい知事管理区分	6,730 トンの内数	漁業法 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
まさば及びごまさば対馬暖流系群	7/1～6/30	現行水準（目安数量（1,523 トン））	福岡県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準	漁業法第 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
ぶり	7/1～6/30	試行水準（目安数量（2,726 トン））	福岡県ぶり知事管理区分	試行水準	漁業法第 16 条第１項に基づく知事管理漁獲可能量の設定